

令和7年度 第2回 南大隅町議会定例会 6月会議 会議録（第1号）

招集年月日 令和 7年 4月28日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和 7年 4月28日

開 議 令和 7年 6月 5日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し

出席議員

1番 肥後玄十議員	6番 森田重義議員	10番 松元勇治議員
2番 平瀬十助議員	7番 水谷俊一議員	11番 大坪満寿子議員
3番 上之園健三議員	8番 津崎淳子議員	12番 浪瀬敦郎議員
5番 後藤道子議員	9番 田中明郎議員	13番 木佐貫徳和議員

欠席議員 な し

会議録署名議員：（7番）水谷 俊一 議員 （8番）津崎淳子 議員
 職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木 秀 局長 （書記）平瀬戸 ゆかり 書記
 （書記）木佐貫 里子 書記

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石畑博町長	介護福祉課長	山里真奈美課長
副 町 長	竹野洋一副町長	経 済 課 長	浪瀬哲也課長
教 育 長	山下四郎教育長	教育振興課長	畦地茂穂課長
総 務 課 長	古殿裕一郎課長	税 務 課 長	戸島和則課長
支 所 長	馬場修一支所長	町民保健課長	百枝千尋課長
会 計 管 理 者	佐藤ひとみ課長	農業委員会事務局長	木佐貫公子局長
企画観光課長	中之浦伸一課長	総務課総務係長	原琢磨係長
建 設 課 長	下大川司課長	総務課財政係長	若松勝男係長
デジタル推進課長	柴田智明課長		

議 事 日 程： 別紙のとおり
 会議に付した事件： 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和7年 6月 5日 午前11時09分

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 審議期間の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 所信表明

(議案上程・報告・質疑)

- 日程第 5 報告第 1 号 南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第 6 報告第 2 号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第 7 報告第 3 号 令和 6 年度南大隅町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 8 報告第 4 号 令和 6 年度南大隅町一般会計事故繰越し繰越計算書について
日程第 9 報告第 5 号 令和 6 年度南大隅町水道事業会計予算繰越計算書について
日程第 10 報告第 6 号 令和 6 年度南大隅町一般会計補正予算(第 16 号)の専決処分について
日程第 11 報告第 7 号 令和 6 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)の専決処分について
日程第 12 報告第 8 号 令和 6 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第 5 号)の専決処分について
日程第 13 報告第 9 号 令和 6 年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 5 号)の専決処分について

(議案上程・説明・質疑・討論・採決)

- 日程第 14 議案第 3 号 南大隅町ゴールドビーチ大浜海水浴場条例の一部を改正する条例制定の件

(議案上程・説明)

- 日程第 15 議案第 4 号 令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算(第 3 号)について
日程第 16 議案第 5 号 令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)について
日程第 17 議案第 6 号 令和 7 年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 1 号)について
日程第 18 議案第 7 号 令和 7 年度南大隅町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第 1 号)について
日程第 19 議案第 8 号 令和 7 年度南大隅町水道事業会計補正予算(第 1 号)について

▼ 開 議

議長（木佐貫徳和議員）

ただいまから、令和7年度第2回南大隅町議会定例会6月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（木佐貫徳和議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、水谷俊一議員 及び 津崎淳子議員を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定

議長（木佐貫徳和議員）

日程第2、審議期間の決定の件を議題とします。
6月会議の審議期間は、本日から6月24日までの20日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。
したがって、6月会議の審議期間は、本日から6月24日までの20日間に決定しました。

▼ 日程第3 諸般の報告

議長（木佐貫徳和議員）

日程第3、諸般の報告を行います。
本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました陳情書の写しのとおり、配付及び所管の常任委員会に付託しました。
次に、監査委員から、3月から5月までの例月出納検査及び、工事監査の結果報告が提出されました。
系統議長会関係では、5月23日、肝付町において、肝属郡町村議会議長会第243回定期総会が開催され、令和6年度事業経過、及び令和6年度歳入歳出決算が承認されました。

また、松元勇治議員の、肝属郡町村議会議長会会長及び監事として尽力された

功績に対し表彰伝達式が行われました。

このほか、一般的事項につきましては、お手元に配付いたしておりますので、口頭報告を省略します。

▼日程第4 所信表明

議長（木佐貫徳和議員）

日程第4、所信表明を行います。

町政に対する町長の所信の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

改めましておはようございます。

2期目スタートでございますが、引き続きまた議員皆様方のお力添えをどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、所信表明をさせていただきます。

町長2期目の就任に当たり、所信の一端を述べさせていただき、今後の町政運営に関します基本的な考え方と、施政方針を説明させていただきます。

本年4月の南大隅町長選挙におきまして、私は南大隅町長として、町民の皆様のご支援をいただき、2期目の当選をさせていただきました。身に余る光栄であり、町民皆様のご支援に、心より感謝申し上げます。今後とも町民皆様をはじめ、議員各位のご支援、お力添えを賜わり、職員とともに町政運営を誠実かつ着実に遂行し、必要な事業を最小コスト、最大効果且つ的確・タイムリーに実施していきたいと考えますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【1期目の振り返り】

顧みますと、1期目は、新型コロナウイルス感染症の影響でイベントが中止されるなど、コロナ禍での就任となりました。ワクチン接種などの感染拡大防止対策や、影響を受けておられる関係事業所や商工業の皆様への町内消費を目的とした経済対策を実行し、また、町民の皆様との対話や意見交換などの傾聴活動に努め、まちづくりを進めてきました。

これまでの具体的な施策の展開としましては、農林水産業への環境整備、「農業・畜産・漁業者の飼料餌料への物価高騰支援」、「農家の負担軽減を図るラジコン草刈り機、クサカルゴン付バックホーショベルの導入」、「保育料・給食費・修学旅行など子育て世代への無償化支援」、「スマイル支え合い補助金の創設」、「自治会放送の無線化」、「物価高騰応援商品券の発行」、「雄川の滝利用者負担制度の創設」、「消防団員の処遇改善」、「災害復旧事業への取り組み」等、即戦力のキャッチコピーを掲げ、数々の施策を実行させていただき、喫緊の課題に対しスピード感を以って「町民に喜んでいただける町づくり」に取り組んでまいりました。

【2期目の基本的な考え方】

コロナ禍による地域社会の停滞期を抜け、町民生活も平常に戻りつつあります

が全国的な人口減少下、本町の人口減少も続いており建設・運輸・福祉産業に限らず第一次産業においても、働き手不足が顕著化するなど主要産業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。

このような中、「誰もが生き生きと輝き、ともに成長する本土最南端のまち・南大隅町」を将来像とする、「第3次総合振興計画」が策定され、今後10年間の指針が示されております。

2期目におきましても、1期目に取り組んできた三本柱、「農林水産業の振興」、「子育て支援」、「自治会支援」に、プラス「福祉サービスの充実」を政策目標に掲げており、「第3次総合振興計画」と連動させ全力で取り組んでまいります。

これまで南大隅町を支えてこられました皆様を大切に、小さな町だからこそ実現可能な隅々まで行き届く政策を推進し、住んでよかったと誇れる南大隅町、町民生活が生きがいあふれる健やかな幸せ、「健幸」が見える持続可能な町づくりに取り組んでまいります。

歳出における分野ごとにご説明申し上げます。

【産業振興】

まず、産業振興についてでございます。

近年の社会情勢の影響で本町の基幹産業である農林水産業は、生産資材の高騰や従事者の高齢化、人材不足など非常に厳しい現状にあります。令和7年度も引き続き農林水産業の環境基盤整備を基軸に、若者から高齢世代まで幅広く頑張っておられる第一次産業従事者へ、将来見通しが描ける働く楽しさが湧き出る産業振興支援を行いつつ、いつまでも元気で頑張れる農林水産業対策に全力を尽くしてまいります。

また、農業立町として、持続可能な農業の実現に向け、産業基盤の再整備や作業等の省力化支援に取り組めます。また物価高騰対策として、資機材等の導入に伴う支援制度を見直し、生産所得の向上をはじめ、就業者確保施策、有害鳥獣被害対策について、農業者が活用しやすく、有利有益で着実な事業を進めてまいります。

耕種農業の振興については、バレイショや豆類などの露地野菜、ピーマンや暖房インゲンなどの施設野菜、タンカンや大将季などの果樹類、それぞれの作物の生産力向上と所得向上を目標に、生産基盤整備による底上げや、担い手の高齢化等を踏まえたスマート農業など、省力化によるコスト低減・作業の効率化を推進してまいります。

またパッションフルーツ、アボカド、パインアップルなどの熱帯果樹類の高付加価値化と販売戦略に対する創意工夫と併せ、新規販路拡大に向けた取り組みを継続して進めてまいります。

農業公社においては、地域農業の維持・継続に向けたラジコン草刈機やクサカルゴン付きバックホーショベルの作業受託を中心に取り組み、本年度から農業用ドローンによる農作物等への薬剤散布の運用を、鹿児島きもつき農業協同組合と連携を図り開始し、引き続き農業従事者の労働力軽減となる農家支援を進めてまいります。

また有害鳥獣の被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加など農作物の生産現

場において深刻な影響を与えることから、ICT 機器を活用した捕獲実績の収集・分析を行い、あわせて捕獲活動の省力化・効率化を図るなど、引き続き猟友会と連携し捕獲対策・被害軽減対策に取り組めます。

畜産業においては、子牛価格が60万円後半で推移しているものの、配合飼料、資材価格の高騰など依然として厳しい状況下にあることから、実質収益の向上に必要な機械導入や施設整備等の支援を行い、経営基盤の強化を図ってまいります。また近年国内で頻発しております家畜伝染病の予防に向けて、防疫・水際対策については危機感を以って対策を講じてまいります。

肉用牛においては、希少系統の再構築に引き続き取り組むとともに、鶏、豚各農家を含め環境にやさしい畜産業経営を目指してまいります。また、家畜排泄物の管理、処理過程で発生する臭気対策につきましては、周辺住民への生活環境への影響も大きいことから関係農家と連携し、環境改善策としてアンモニアメッシュを設置するなど臭気低減対策の取り組みを進めてまいります。

林業の振興については、計画的な伐採や主伐後の再造林などの森林整備をより一層進めることで森林資源の循環利用を推進し、森林環境譲与税を活用した再造林費用への支援を行うなど、次世代へと繋ぐ産地形成と災害に強い森林づくりを進めてまいります。

また、鳥獣被害に影響の少ないシキミ、ヒサカキなど特用林産物については、県外からの需要に対し十分に供給できていない状況であることから、収益拡大のため既存の予冷冷蔵施設を更新し、特用林産物の品質及び生産性向上に努め、市場へ安定供給できる産地づくりを進めてまいります。

水産業の振興については、気候変動の影響による水産資源の減少、漁業従事者の高齢化、担い手不足など非常に厳しい状況にあることから、漁業協同組合と連携し、蓄養施設の整備、水産物の高付加価値化、地元水産物の販売やPRを行い、養殖漁業及び沿岸漁業、一本釣り漁業の持続的・安定的な漁業生産に向けて取り組んでまいります。

また、近年トサカノリの水揚げが減少傾向であることから、新たな藻場造成場所を探るため、佐多地区の海域内にトサカノリの母藻の移植を行い、水産資源の回復及び増殖に取り組んでまいります。

漁港等の整備については、漁港施設などの機能が十分に発揮されるよう機能保全計画に基づき、年次的に適切な維持・管理に努めてまいります。

【商工業・観光振興】

次に、商工業・観光振興についてでございます。

長引く物価高騰の影響により、町民生活に大きな影響を及ぼしておりますことは否めません。国策による物価高騰の抑制や国民生活の支援は必要不可欠であり、引き続き国の動向を注視しつつ本町でも対応策に取り組んでまいります。また、町内消費喚起も必要であることから、プレミアム商品券や物価高騰応援商品券発行事業を実施するとともに、事業継続や雇用の維持に向けた支援として、施設整備、販路拡大等、各種事業を継続して進めてまいります。

観光振興については、持続可能な観光地を目指し、自然環境への配慮を強化するための取り組みを進め、地域共生型の観光を促進し、本町を訪れることでしか得られない魅力を発信し、地域経済の振興にも寄与する取り組みを進めてまいります。

町内の主要観光施設である「さたでい号」については、老朽化により次回検査時不適合であることから、代替船導入も含め、安全性、経済性について調査検討いたします。また、休館している「佐多岬ふれあいセンター」の再開に向けては、ホテル経営としての複数のお申し出を頂いておりますので、早期再開に向けた協議を整えてまいります。

【地方創生・公共交通】

次に、地方創生・公共交通についてでございます。

地方創生について、国においては、新たに「地方創生2.0」としてスタートしており、本町においては多彩な各種施策を、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」により取り組み、デジタル社会ならではの安心安全度の高い利便性向上を町民皆様に周知してまいります。

公共交通対策については、これまでの「地域公共交通会議」に代わり、法定協議会である「南大隅町地域公共交通活性化協議会」を設置し、「地域公共交通計画」の策定を進めるとともに、民間バス事業者のご理解とご協力を賜り、地域及び町民生活の実情にあった交通体系の充実に努めます。

また、山川・根占航路については、山川・根占航路運航推進協議会と連携し、安定的運行と安定経営の支援と併せ利用促進に努めるとともに、観光振興と利用者の利便性向上のため、次期船舶の大型化に向けた協議を進めてまいります。

移住定住促進対策については移住相談も増加しており、お試し住宅の増設や移住希望者の幅広いニーズに対応すべく移住支援制度を充実させ、重点施策として引き続き取り組んでまいります。

ブロンズ人材センターについては、名称が「すみずみ！みなみおおすみ」に変更され、より親しみやすい組織を目指すとともに、移住定住のワンストップ窓口としての機能強化を進めてまいります。また、保育体験、移住体験をパッケージ化した「保育園留学事業」を進め、交流・関係人口の拡大に取り組み、移住定住を推進してまいります。

ふるさと納税については寄付額が伸び悩む中、町内事業者と新しいメニュー商品開拓に取り組んでまいります。今年度から中間事業者を一部変更し、新たな事業者が町内に事務所を開設していただきましたので、返礼品を取り扱う町内事業者との連携が、これまでより更に強化されるものと考えております。

【まちづくり・生活環境】

国土強靱化としての災害に強い道路改良については、国・県の関連事業として、大隅縦貫道大中尾工区、県道内之浦佐多線瀬戸山坂の道路拡張ほか、国・県事業においても大内山峠の砂防事業、船石地区の土砂防除事業、立神地区の冠水対策、県道辺塚根占線赤瀬川地区の改良工事について、具体的な計画が完成しておりますので、早期完成に向け強く予算要望してまいります。

町道関係については、引き続き、令和5年度、令和6年度の災害復旧工事を最優先して事業を進めて行くと共に、町民の皆様から要望をいただいた集落内整備箇所を順次整備してまいります。

次に、住宅環境整備関連であります。空き家の解体を希望される所有者のための「空き家等解体除去事業」、住宅改修費用の一部を助成する「住み続ける住宅助成事業」も要綱等見直しを行い継続実施いたします。

水道事業については、安全で安定した給水を持続させるため、老朽管路区間の整備に努め、ソフト面の維持管理業務のデジタル化と専門的技術を有した支援員の配置による上水道供給対策の円滑化を図ります。

併せて、伊座敷地区の農業集落排水事業（下水道）についても、企業会計の適切な業務管理に努め事業経営の安定化を図り、将来的な事業運営の方向性を見出してまいります。

【行政経営】

次に、行政経営についてでございます。

本町を取り巻く社会情勢のなかでも、とりわけ過疎・少子高齢化の影響は大きく、今後もその影響は加速すると思われまます。

このことから、行政経営としても公共投資の更なる取捨選択と変革が求められており、これに対応するため「自治会との連携協働」と「デジタル技術の活用によるサービスの省力化」を更に強化し、事業の取捨選択の優先順位を明確化していく考えであります。また、「スマイル支え合い活動事業補助金」については、自治会長会の要望等も幅広いことから、地域コミュニティの機能低下防止や、自治会それぞれに応じた支援策として、集落内の居住環境整備等に対して、支援内容をさらに拡充、そして、地域担当職員の地域との関わりにより、町民から頼られる自治会支援を進めてまいります。

今年の3月31日で、合併後20年を迎えました。これを記念して、今後10年間のまちづくりのビジョンを町民と共有すべく、各種事業の取り組みを実施してまいります。

【デジタル技術の活用】

次に、デジタル技術の活用についてでございます。

南大隅町の多岐にわたる課題に対して、新たなデジタル技術などを通じた取り組みを積極的に進め、高齢者の多い本町でもデジタル化による“便利さ”が町民すべてにいきわたるよう効率的な行政運営をするとともに、町民が便利で快適な生活を送り、地域社会の持続可能な発展に今後も寄与できるよう努力してまいります。

【自主財源確保への取り組み】

次に自主財源確保への取り組みについてでございます。

財政運営におきましては、町税収入の確保は歳入の根幹であるとともに、今回、掲げております主要施策を具現化する上でも極めて重要な自主財源でもあります。

長引く、先の見えない物価高騰により、本町の基幹産業である第一次産業従事者をはじめとする町民の皆様にとっては深刻な問題であり憂慮すべき状況ではございますが、町税の増収は見込みにくい状況の中、引き続き「公正かつ適正な課

税」、に努め「負担の公平性」、「効率的な収納態勢やきめ細やかな納税指導」などにより町税の徴収率向上を図ります。

また、本町においてもデジタル化を推進するため、各税はコンビニ納付やスマートフォンを活用したキャッシュレス納付など、生活スタイルにあった納付をご利用いただけるよう引き続き推進してまいります。

【安心安全なまちづくり】

次に、安心安全なまちづくりについてでございます。

近年、全国各地で台風や地震など自然災害が頻発し甚大な被害をもたらしております。災害はいつどこで起こるか分かりませんので、常識にとらわれることなく、危機感をもって災害に備える必要があると考えております。地域防災計画の改定や、安心して避難生活を送れるように避難所の環境整備も早急に取り組む考えです。

また、消防・防災活動の要である消防団員の確保においては、団員の処遇改善はもとより、新入団員の確保や有事の際には退団OBの御協力を頂ける環境づくりにも引き続き取り組んでまいります。

交通安全対策については、町民の交通安全意識の高揚、錦江警察署や関係機関と連携した街頭立哨や交通安全運動キャンペーンなど、交通安全施策を推進するとともに、交通事故を未然に防ぐための道路環境整備・管理に努めます。

【福祉施策の充実】

次に、福祉施策の充実についてでございます。

本町においても少子高齢化や人口減少の進行に伴い、介護・福祉分野をはじめとした人手不足が深刻な課題となっております。また、個人や家庭が抱える問題が多様化・複雑化しており、行政による支援体制の一層の充実が求められています。

こうした状況を踏まえ、「第2期南大隅町地域福祉計画」の基本理念である「見守りと助け合い、笑顔あふれるまちづくり」の実現に向けて、「自助・互助・共助・公助」の視点を重視しながら、社会福祉協議会や関係機関、地域住民との連携を強化し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

高齢者福祉については、介護従事職員処遇の改善拡充を図り、人材確保に努め、高齢者の見守り体制の強化、独居高齢者の支援、地域と住民の絆を深める取組を引き続き展開します。加えて、身体的理由から自炊が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を届ける「食の自立支援事業」や、「福祉タクシー利用助成事業」の拡充、「居宅介護住宅改修事業」などを通じて、地域での自立生活を支援してまいります。

障害福祉については、誰もが分け隔てなく暮らせる共生社会の実現を目指し、必要な障害福祉サービスや就業・生活支援体制を整備するとともに、「第3期障害者計画」等に基づき、障害のある方々の自立と社会参加を促進します。

また、本町においては、本年、「多機能型事業所 elua(エルア)」の開設も控えており、児童一人一人の状況に応じて発達障害等の早期発見から療育機関における専門的な支援までを充実させるため、地域の児童発達支援事業所を支援します。

児童福祉については、「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子育て

て支援特別手当」や「子ども医療費助成」などを通じて、子育て世代の多様なニーズに応じた支援を充実させます。令和7年4月からは、医療費助成に現物給付方式を導入し、窓口での支払いを不要とすることで、保護者の経済的負担軽減を図っています。

引き続き、全年齢の保育料無償化や保育環境の整備を進め、「子育て支援日本一のまちづくり」を目指してまいります。

介護保険事業については、介護人材不足が深刻化する中、利用者が地域で暮らせるよう、介護サービスの質の維持向上が必要不可欠です。人材確保及び労働環境の整備に向けて介護事業者との連携及び情報共有を強化します。また、介護給付費の適正化を図り、特別会計の安定経営に努めます。

介護予防事業については、引き続きポイント事業を実施し、給付方法を商品券から現金に変更することで利用者の利便性向上を図ります。「ころばん体操」や「地域サロン活動」等を通じた通いの場の充実に加え、「地域包括ケアシステム」の構築を進め、住まい・医療・介護・予防の一体的支援体制の確立に取り組んでまいります。

【保健・医療・健康増進】

次に、保健・医療・健康増進についてでございます。

保健・医療の充実が町民のニーズの中でも重要度が高い位置づけとなっております。誰もが健康で安心して「暮らし続けたい」と思う町を目標に、乳幼児から高齢者までの保健・医療・福祉サービスの充実を図り、町民が健やかな生活を送れる環境づくりを行ってまいります。

地域医療の確保と医療体制については、肝属郡医師会立病院の再整備を令和9年度の完成予定としております。医師会の建設については今後も錦江町、肝属郡医師会、肝属郡医師会立病院と連携し、早期開院に向けて取り組むとともに、南隅地域医療の基幹病院として新病院開院後においても、引き続き地域住民が安心して安定的な医療の提供が受けられるよう協議を進めてまいります。

また、佐多地区においては、佐多診療所と郡診療所が地域医療の核となり、「肝属郡医師会立病院」及び「恒心会おぐら病院」と連携、協力支援をいただきながらきめ細かい地域医療体制に取り組みます。

町民が自発的に健康づくりに取り組めるように、複合健診や各種健診の結果をもとに、必要に応じて支援、指導を行い重症化予防につなげ、世代や目的にあわせて各種健康教室を開催し、気軽に参加しやすい環境づくりの設定をしてまいります。また、健康増進を図る目的で実施しております、健康づくりマイレージ事業と温泉券交付については、デジタル利用券のなんたんカードへの移行により利便性を高め利用率の向上を図ります。

子育て包括推進室では、「妊婦のための支援給付」事業、「妊婦等包括相談支援事業」で出産・育児などの不安解消や発育発達の支援をおこなうとともに、南隅地区は小児科や産婦人科、心療内科など専門医が不在地であることから、夜間や緊急の場合の相談窓口として、主に子育て世代を対象とした「医療相談アプリ」

によるオンライン相談を導入し24時間365日、気軽に専門医へ相談できるシステムを構築し、妊婦、子育て世代の不安などを解消し寄り添う体制を整えます。

予防医療については、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種をはじめ定期接種や任意接種の周知を行い、安心できる町民生活のために必要な各種ワクチンについては接種体制の構築を図ってまいります。

健康保険事業については、国民健康保険事業、後期高齢者医療制度ともに効率的な運営を図るために健康増進に関する普及啓発の推進や「ヘルスサポート事業」や「高齢者の一体的実施事業」を展開するなど、今後も医療費抑制の各種施策に取り組むとともに医療費等の動向にも注視してまいりたいと考えております。

また、合併浄化槽の普及拡大を図るための周知・広報を行うとともに、し尿及び生活排水の適正な処理により、生活環境の保全及び公共用水域の水質汚濁防止等に努めてまいります。

【教育行政の推進】

次に、教育行政の推進についてでございます。

教育行政につきましても、「夢や希望を実現しともに未来を創る人づくり」を基本目標として、取り組む必要があると考えます。引き続き社会教育団体への支援、スポーツ協会・地域女性会への活動支援など、それぞれの組織の事業計画に支援ができるよう関係機関と連携してまいります。

令和7年度から佐多小学校が第一佐多中学校に移転し、小学生と中学生が一つの校舎でともに学ぶ「施設一体型佐多地区小中一貫教育」がスタートしました。一貫教育のメリットを生かして、児童生徒の学力向上につなげていきたいと思っております。併せて児童生徒がともに学習しやすい環境づくりにも努めてまいります。

神山小学校の屋内運動場の整備にも取り組み、熱中症対策等の整備基準の見直しから、佐多小中学校、根占中学校も同時に文部科学省の指針に則った整備を進めてまいります。

また宮迫武蔵・オノリ教育基金については、お亡くなりになられておりますが遺贈による追加の財源収入も賜りましたので、子育て世代の公平な負担軽減を図り、子育てしやすい環境づくりに努めるため、高校生の通学費や下宿、寮費など更なる支援の充実を目的として、高校生等就学支援金制度を設立してまいります。

【終わりに】

新規事業については引き続き条例・規則、要綱等の整備が関係機関と整次第、今後新たな予算措置をお願い申し上げたいと存じます。

以上、令和7年6月、2期目就任にあたり、今議会に、一般会計補正予算として、総務費に1億6千2百27万6千円、商工費に7千4百85万8千円、土木費に1億5千9百74万円など、合計6億3百26万4千円の追加計上をお願い申し上げます。私の所信表明と併せまして、町政運営の追加施策のご説明とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます

議長（木佐貫徳和議員）

以上で、所信表明を終わります。

- ▼ 日程第 5 報告第 1 号 南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- ▼ 日程第 6 報告第 2 号 南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 5、報告第 1 号、南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、及び、日程第 6、報告第 2 号、南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、以上 2 件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

それでは、引き続き、提案理由の説明をさせていただきます。

ただいま一括報告となりました報告第 1 号から第 2 号までの 2 件について、ご報告申し上げます。

報告第 1 号は、南大隅町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本件は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 119 号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 30 号）が、令和 7 年 3 月 31 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、町民税、軽自動車税、固定資産税及びたばこ税に係る規定について、所要の改正を行い、去る 3 月 31 日に専決処分したものであります。

報告第 2 号は、南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本件は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和 7 年 3 月 31 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、国民健康保険税の限度額についての所要の改正を行い、去る 3 月 31 日に専決処分したものであります。

議長（木佐貫徳和議員）

補足報告はありませんか。

ありませんので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

- ▼ 日程第7 報告第3号 令和6年度南大隅町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- ▼ 日程第8 報告第4号 令和6年度南大隅町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- ▼ 日程第9 報告第5号 令和6年度南大隅町水道事業会計予算繰越計算書について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第7、報告第3号、令和6年度南大隅町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第9、報告第5号、令和6年度南大隅町水道事業会計予算繰越計算書についてまで、以上3件を一括議題とします。

本件について、町長からお手元に配付のとおり報告がありました。

これについて質疑はありませんか。

7番（水谷俊一議員）

今回、事故繰越ということで7億6百40万程度出ております。件数にすれば14件の工事が事故繰越ということで、これは由々しき状況かなというふうに考えます。

今後、町民の理解を得ながら、過度の工事発注等はやはり考えていくべきかなというふうに私は考えますが、この件に関する町長の考えをお伺いいたします。

町長（石畑博町長）

3年に亘る工事になったということ、これ事実でございます。

ただ、災害規模が大きかったことと、同一路線に集中したことがありまして、これは予算の制度上、繰越、そして事故繰越が対応という中で、最大限の活用をしていきつつ、早期完成を目指すわけですけれども、地域住民の方々としては通行止め解消を早期にお願いしたいという要望が非常に多いことから、今回、私も記憶の中で初めてだと思うんですけども、こういったどうしても物理的に施工が不可能な状態ということでこういった手法を取らせていただきましたので、引き続き、次年度以降につきましては、全体の災害状況を鑑みたく中で、所要の方法をまた見い出していきたくと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（木佐貫徳和議員）

他に質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

ありませんので、質疑なしと認めます。

- ▼ 日程第 1 0 報告第 6 号 令和 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 16 号）の専決処分について
- ▼ 日程第 1 1 報告第 7 号 令和 6 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- ▼ 日程第 1 2 報告第 8 号 令和 6 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について
- ▼ 日程第 1 3 報告第 9 号 令和 6 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 10、報告第 6 号、令和 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 16 号）の専決処分についてから、日程第 13、報告第 9 号、令和 6 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について、以上 4 件を一括議題とします。提出者の報告を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

ただいま一括報告となりました、報告第 6 号から第 9 号までの 4 件について、ご報告を申し上げます。

報告第 6 号は、令和 6 年度南大隅町一般会計補正予算（第 16 号）の専決処分についてであります。

本件は、令和 6 年度の地方交付税、国・県支出金、町債等が確定したことに伴い、最終の予算調整を行うため、去る 3 月 31 日に専決処分したものであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1 億 4 千 9 百 67 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 86 億 6 千 3 百 95 万 7 千円としたものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳出予算では、減債基金等への積立のほか、精算見込みによる調整を行い、歳入予算では、特定財源の調整、及び、地方交付税等を計上いたしました。

また、第 2 表 地方債補正では、漁港建設事業から減収補填債までの借入限度額の変更を行ったところであります。

次に、報告第 7 号は、令和 6 年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 7 千 3 百 86 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、11 億 2 千 9 百 17 万 7 千円としたものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳出予算では、保険給付費等の決算見込みによる調整等を行い、歳入予算では、県支出金等を調整したものであります。

次に、報告第 8 号は、令和 6 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 4 百 43 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 4 千 1 百 89 万 6 千円としたものであります。

また、第 2 表 地方債補正では、借入限度額の変更を行ったところであります。

今回の補正予算の主なものは、歳出予算では、県支出金の確定に伴う不用額の減額を行い、歳入予算では、県支出金、繰入金、町債等を調整したものでありま

す。

次に、報告第9号は、令和6年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号）の専決処分についてでございます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2千5百68万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億5千2百30万円としたものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳出予算では、介護保険基金への積立のほか、保険給付費、地域支援事業費を減額し、歳入予算では、国・県支出金、繰入金等を調整したものであります。

以上、よろしくお願いたします。

議長（木佐貫徳和議員）

補足報告はありませんか。

ありませんので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。

▼ 日程第14 議案第3号 南大隅町ゴールドビーチ大浜海水浴場条例の一部を改正する条例制定の件

議長（木佐貫徳和議員）

日程第14、議案第3号、南大隅町ゴールドビーチ大浜海水浴場条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（石畑博町長）

議案第3号は、南大隅町ゴールドビーチ大浜海水浴場条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、南大隅町ゴールドビーチ大浜海水浴場について、指定管理者制度を導入し、指定管理者に管理を行わせることができるよう必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（木佐貫徳和議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番（水谷俊一議員）

今回、指定管理制度が加えられるわけですが、今年度から指定管理を利用した運営をなされるという考えですか。その辺の内容をお伺いたします。

町長（石畑博町長）

担当課長に答弁させます。

企画観光課長（中之浦伸一課長）

今回の改正につきましては、令和8年度から来年度からの指定管理を可能とするための改正をさせていただくところでございますので、今年度につきましては、これまでどおり直営でやりたいというふうに考えているところでございます。

議長（木佐貫徳和議員）

他に質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第3号、南大隅町ゴールドビーチ大浜海水浴場条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（木佐貫徳和議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第3号、南大隅町ゴールドビーチ大浜海水浴場条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第15 議案第4号 令和7年度南大隅町一般会計補正予算（第3号）について
- ▼ 日程第16 議案第5号 令和7年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第17 議案第6号 令和7年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について

- ▼ 日程第 18 議案第 7 号 令和 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）について
- ▼ 日程第 19 議案第 8 号 令和 7 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議長（木佐貫徳和議員）

日程第 15、議案第 4 号、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 3 号）についてから、日程第 19、議案第 8 号、令和 7 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてまで、以上 5 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

議案第 4 号から第 8 号まで、一括して、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 4 号は、令和 7 年度南大隅町一般会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 億 3 百 26 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 83 億 1 千 8 百 85 万 9 千円とするものであります。

今回の補正は、令和 7 年度当初予算が骨格予算として編成されていることから、新規事業について追加を行ったものでございます。

第 1 表 歳入歳出予算補正では、歳出予算に、地域振興施設整備事業、定住促進住宅取得資金補助金、デジタル利用券システム機能拡充事業、プレミアム商品券発行事業、住み続ける住宅助成事業、佐多地区小中一貫校運動遊具設置事業、等の計上のほか、人件費の調整を計上し、歳入予算には、国・県支出金、繰入金、町債等を計上したものであります。

また、第 2 表 地方債補正においては、地方債の追加と限度額の変更を行っております。

次に、議案第 5 号は、令和 7 年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 百 91 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算総額を 1 億 4 千 9 百 75 万円とするものであります。

また、第 2 条においては、地方債を定めるものであります。

今回の補正は、歳出予算に、診療施設に係る備品購入費の計上のほか、各診療所における人件費の調整を計上し、歳入予算には、県支出金、繰入金、及び、町債を調整したものであります。

次に、議案第 6 号は、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 百 4 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 12 億 4 千 4 百 86 万 4 千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算に、認定調査に係る備品購入費等を計上し、歳入予算には、繰入金を計上したものであります。

次に、議案第 7 号は、令和 7 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 千 9 百 32 万 8 千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算に、人件費の調整を計上し、歳入予算には、繰入金を計上したものであります。

次に、議案第 8 号は、令和 7 年度南大隅町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本件は、収益的収入について、1 千 32 万円を追加し、収益的収入の予定額を、3 億 1 百 55 万 8 千円とし、収益的支出については、6 百 31 万 5 千円を追加し、収益的支出の予定額を、2 億 9 千 4 百 76 万 5 千円とするものであります。

また、資本的支出については、4 百万 5 千円を追加し、資本的支出の予定額を、1 億 8 百 90 万 6 千円とするものであります。

今回の補正は、水道施設の点検管理業務委託のほか、佐多浄水場の水質改善改修工事、四谷浄水場の土地購入等に係る経費を計上したものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（古殿裕一郎課長）

それでは、議案第 4 号、一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

まず、歳入のほうから主なものをご説明いたします。

予算書の 10 ページをお願いします。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金の 2 節に新しい地方経済・生活環境創生交付金として 2 千 3 百 8 万 8 千円。

次に、16 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費補助金の 1 節に移住就業・地方就職学生・起業支援事業費補助金として 1 千 2 百 17 万 6 千円。

11 ページをお願いします。

16 款県支出金、2 項県補助金、7 目商工費補助金、半島特定地域元気おこし事業 1 千 6 百 44 万 7 千円は商店街街路灯新設改修事業の財源として。

次に、17 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入に土地売払収入として 6 千万円。

次に、19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 9 千 6 百 26 万 7 千円は今回の補正予算に係る財源調整として。

続いて、同項 3 目ふるさとおこし基金繰入金 5 千 6 百 1 万 5 千円は、定住促進住宅取得資金補助金等に係る財源として。

12 ページをお願いします。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、4 目地域振興基金繰入金 5 千 7 百 85 万円は地域振興施設整備事業等に係る財源として。

続いて、22 款町債、1 項町債、1 目総務債に町有施設整備事業債として 1 千 8 百 70 万円。続いて、4 目土木債に道路橋梁事業債として 1 億 1 千 5 百 40 万円。続いて、5 目消防債に消防施設整備事業債として 4 千 7 百 60 万円。13 ページをお願いします。8 目商工債に商工施設整備事業債として 2 千 1 百 60 万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出でございますが、主なもののみ説明させていただきます。

まず、各費目におきまして、人事異動に伴う職員等の人件費の増減額を計上し

ております。

14 ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、3 目電算管理費、12 節委託料の 4 千 6 百 17 万 7 千円はデジタル利用券システム機能拡充事業、及び、遠隔窓口システム導入に係る経費として。次に、同項 5 目財産管理費、1 節の報酬 1 千 3 百 20 万円は土地売払いに係る弁護士報酬として。

15 ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費、14 節工事請負費の 2 千 4 百 41 万 3 千円は庁舎西側入りロスロープ設置事業、及び、針馬場地区法面崩壊に伴う復旧工事にかかる経費として。次に、同項 6 目企画費、18 節負担金補助及び交付金に定住促進住宅取得資金補助金として 1 千 6 百 20 万円。次に、同項 7 目自治振興費、18 節負担金補助及び交付金に地域振興施設整備事業として 1 千 3 百 5 万円。

16 ページをお願いします。

2 款総務費、1 項総務管理費、7 目自治振興費、18 節負担金補助及び交付金に南大隅町スマイル支え合い活動事業補助金として 1 千 3 百 80 万円。次に、同項 10 目地方創生費、18 節負担金補助及び交付金に移住・就業支援事業として 1 千 2 百 40 万円。

22 ページをお願いします。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費、14 節工事請負費 3 千 8 百 10 万 7 千円は商店街街路灯新設改修事業として。続いて、同項同目 18 節負担金補助及び交付金にプレミアム商品券発行事業として 3 千 1 百万円。

23 ページをお願いします。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路維持費の 3 千 9 百 60 万円は町道整備や道路橋梁補修等に係る経費として。次に、同項 3 目道路新設改良費の 9 千 6 百 44 万円は馬込松山線ほか 3 路線の道路新設改良に係る経費として。

24 ページをお願いします。

8 款消防費、1 項消防費、3 目消防施設費の 1 千 1 百 24 万円は避難所修繕事業等の経費として。次の同項 5 目防災無線施設費の 3 千 9 百 38 万円は全国瞬時警報システム更新委託に係る経費として。

次に、9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、24 節積立金の 4 千 6 百 80 万円は土地売払収入の一部を宮迫武蔵・オノリ教育基金への積立金としてそれぞれ計上いたしました。

次に、地方債補正についてです。6 ページをお願いします。

第 2 表 地方債補正については、今回追加を 6 件、変更を 4 件行うものでございます。それぞれの事業について、歳出予算の補正に合わせまして地方債を調整するものでございます。

なお、地方債の変更において、起債の方法、利率及び償還の方法については、補正前と変更はございません。

以上、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

支所長（馬場修一支所長）

次に、議案第 5 号、南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。11 ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項施設管理費、第1目辺塚診療所一般管理費から第4目郡診療所一般管理費まで4百91万9千円の追加であります。

人件費につきましては、不足額を計上し、また、会計年度職員の勤務体系変更に伴う減額分を調整したもので、その他、主なものとしまして、第4目郡診療所一般管理費、17節備品購入費にエックス線画像診断システム機器更新費用、及び、巡回診療車更新費用を計上したものであります。

それに伴う歳入でございますが、10ページをお願いします。

第2款県支出金、第1項県補助金、第2目医療施設整備事業補助金2百86万3千円、第6款町債、第1項町債、第1目診療所事業債3百50万円を計上し、ほか一般会計繰入金による財源調整でございます。

また、5ページ、第2表 地方債では限度額の設定を行ったところでございます。以上、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

介護福祉課長（山里真奈美課長）

次に、議案第6号、介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。9ページをお願いいたします。

まず、歳出からご説明いたします。

第1款総務費、第3項介護認定審査会費、第1目認定調査等費に認定調査用公用車に係る費用として2百4万8千円を計上いたしました。

次に歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第5目その他一般会計繰入金に今回補正予算の所要額として2百4万8千円の計上でございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

次に、議案第7号、介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。9ページをお願いいたします。

まず、歳出からご説明いたします。

第1款総務費、第1項施設管理費、第1目一般管理費8万5千円の追加は人件費の調整でございます。

次に歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

第2款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金に今回補正の所要額として8万5千円の計上でございます。

以上、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

建設課長（下大川司課長）

次に、議案第8号、令和7年度南大隅町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

水道会計の予算書5ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入、1款事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金の1節一般会計補助金の1千32万円の増額は歳出予算調整のための一般会計からの繰入金でございます。

支出の主なものとしまして、1款事業費用、1項営業費用、2目配水費、16節委託料3百80万4千円は、根占地区水道施設点検管理業務委託等に係る予算として計上しております。4目総係費、16節委託料2百20万円は水道事業経営戦略改定業務の委託料の計上でございます。

6 ページをお願いいたします。

資本的支出の1款資本的支出、1項建設改良費、1目設備改良費の31節工事請負費2百20万円は佐多浄水場水質改善改修工事に係るもので、4目固定資産購入費、1節土地購入費1百80万5千円は、四谷浄水場土地購入に係る予算として計上しております。

以上、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

▼ 散 会

議長（木佐貫徳和議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。

6月18日は午前10時から本会議を開きます。

明日6月6日は、総務民生常任委員会及び教育産業常任委員会並びに広報広聴常任委員会となっております。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

散 会 : 令和7年 6月 5日 午前 11時 9分